

資料6 国籍法11条1項と日本

①沿革と立法目的説明の変遷

1 明治国籍法20条（1899年）

明治憲法下の国籍法（1899（明治32）年法律第66号）の第20条「自己ノ志望ニ依リテ外國ノ國籍ヲ取得シタル者ハ日本ノ國籍ヲ失フ」が、日本国憲法制定後もそのまま引き継がれた。

明治国籍法20条の提案理由は、「自己ノ意思ヲ以テ日本ヲ離レテ外國ノ國籍ニ入ル者ハ強ヒテ之ヲ日本人ト為シ置クモ毫モ日本ニ益ナキノミナラス國籍ノ積極的衝突ヲ生スル弊害アリ」（甲20）であった。

1898年の国籍法法典調査会では、古賀廉造委員が「之ハ私カ想像スルノテナイ外國ニ於テモ此重國籍ノ最モ憂フヘキコトハ徴兵令テアリマス」と発言したほか、複数国籍の弊害について発言はなかった（法典調査会速記録、甲22・93頁）。

1899年に発行された文献では、明治国籍法20条について、「一国に不忠不義なる者に科する人為的制裁を意味」する（三輪富十・岩崎勝三郎『国籍法注釈』（榎原文盛堂・小林仙鶴堂）とされていた（甲12・546頁）。

2 新国籍法8条（1950年）

日本国憲法制定を受けて明治国籍法が廃止され、新国籍法を制定する際、明治国籍法20条が新8条としてそのまま残った。その立法目的は、「国籍変更の自由を認めるとともに、国籍の抵触を防止することを目的とする規定であって、現行法第20条の規定をそのまま踏襲したものであります。」と説明された（1950年4月5日衆議院法務委員会における村上朝一政府委員（検事（民事局長））の発言）。

3 現国籍法11条1項（1985年）

（1）法制審議会国籍法部会（1982年）

女性差別撤廃条約の批准を機に国籍法が父母両系血統主義に改正されることになった。その準備のための法制審議会国籍法部会第二回会議（1982年1月26日）で、田中康久幹事（法務省）はこう語った。

「・・・確かにおっしゃるように重国籍ではどうして困るのだということ、やはり一回考えなければいけないことは事実でございます。これは問題点指摘としては十分でないことは私も承知しておりますけれども、我が国の場合の特殊性から重国籍が困るというの、なかなか一般的には受け入れにくいというか、説明しにくい面があることは間違いのないわけです。といいますのは、理論的に重国籍が

困る一番の大きな争点になりますのは、多分忠誠義務の衝突ということで説明することになるはずなんですが、忠誠義務が一番面に出てくるとというのは、兵役義務の関係でございます。…（中略）…我が国の場合には兵役の義務がないだけに、なかなか説明しても問題にしにくい面があることは間違いないわけです。

ただ、私どもの方としては、兵役義務が仮に日本にない場合でも、忠誠義務はなくなっているわけではないわけですから、いわば兵役義務抜きの忠誠義務というのはどういう問題があるのかと、その場合に忠誠義務違反ということが問題にならないのかどうかということも一応考えなきゃいけないのではないかと思っております。そういう意味で、まだこれからその点はいろいろどういう場合に困るのかということを私どもも考えたいと思ひますし、諸委員、幹事からのご指摘もいただきたいと思ひている点でございます、まだ十分詰めてない点であることは間違いありません。」（甲9・39～43頁）

（2）衆議院法務委員会（1984年）

改正法案の国会審議（1984年4月13日衆議院法務委員会）において、枇杷田泰助政府委員（法務省民事局長）は、改正後の（現）国籍法11条1項についてこう説明した。

「11条1項の方は、自己の志望によりまして外国の国籍を新たに取得する場合でございます。したがって、多くの場合は外国に帰化することによってございます。この場合には日本の国籍を失う。要するに、積極的に外国の国籍が欲しいということでその当該外国から承認されたわけでございますので、したがって日本の国籍は形骸化するので、当然失うというのが一項でございます。」

4 立法目的説明の変遷と原判決の認定

「外国国籍を志望取得した場合の日本国籍自動喪失規定」の立法目的の説明の変遷

1898年	① 日本人にしておいても益なし ② 複数国籍発生の防止
1950年	① 国籍変更の自由の保障 ② 複数国籍発生の防止
(1982年)	(兵役がない日本国憲法下では複数国籍がいけない理由の説明が難しい)
1984年	形骸化した日本国籍を消滅させる。

原判決は、1950年に説明された立法目的を国籍法11条1項の立法目的とした。